

とくしま生物多様性活動認証制度

今、人類は生存の危機に瀕しています。

コロナ禍など感染症の脅威はもとより、より根源的な地球規模の問題である気候変動と生物多様性の危機です。

こうした危機を背景に、国際的に持続可能な社会づくりのため、持続可能な開発目標「SDGs」の達成に向けた取組が進められています。

生物多様性については、人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードが自然状態の約100～1,000倍にもなり、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

こうした生きものの多様性やこれがもたらす自然の恵み「生態系サービス」の損失は、世界総生産の約10%に該当。32億人の福利に悪影響が及んでいます。

このため、生物多様性条約に基づき、世界を挙げて生態系回復の取組が進められています。

徳島県内でもすでに取り組んでいる事業者が多く見受けられますが、残念ながらあまり知られていません。

そこで、民・学が連携・協力し設立した「とくしま生物多様性活動認証機構」は、

事業者の皆さんの生物多様性の保全や自然資源の持続的な利活用に関する取組を評価し、認証することにより

広く県民の皆さんに周知する仕組み「とくしま生物多様性活動認証制度」をつくり、運用を始めています。

現在は、ものやサービスに対して、価格・デザインなど直接見える価値に加え、健康・安全・環境など見えない価値を評価する時代。私たちは、この認証制度を通じ、生物多様性の持つ貴重な価値を、消費者をはじめ県民の皆さんにお伝えしたいと思っています。

これまでは、生物多様性との関係が深い農業事業者の方を対象に認証・登録してまいりましたが、

これからは、様々な事業者の方を対象に、認証・登録の普及を図ってまいりたいと考えています。

こうしたことにより、より多くの事業者の皆さんが、様々な生物多様性活動に取り組まれるようになることが期待されます。



認証マークの例

黒とオレンジ系の2種類

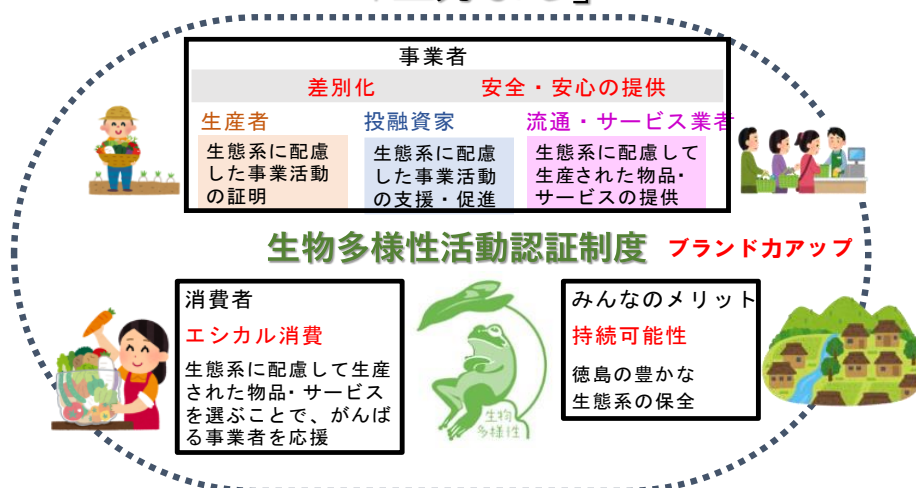
生物多様性がもたらす「自然の恵み」にはどのようなものがあるのでしょうか？



生態系サービス
と言います



「三方よし」



認証制度に関すること

■とくしま生物多様性活動認証機構

<http://bio-cert-tk.org/>

事務局〒770-8506 徳島市南常三島町2-1

徳島大学大学院社会産業理工学研究部・

社会基盤デザイン系 鎌田研究室内

メールアドレス bio.cert.tk@gmail.com

申請に関すること

■認定審査機関 一般社団法人 コンサベーション・ラボ

<https://conservationlab.jp/ninsho/>

認証事務局〒770-0805 徳島市下助任町1丁目23

メールアドレス tokubc.exa.conlab@gmail.com

とくしま生物多様性活動認証制度に基づく認証・登録の概要等

I 認証制度の趣旨

この認証制度は、生物多様性の保全と自然資源の持続的な利活用に取り組む個人、企業および団体や事業所等の活動を認証し、公表するとともに、生産・販売・提供する物品・サービスに認証マークを表示いただくこととし、認証制度の適切な運用と普及を通じ、取組活動の浸透を図ることを目的とします。

※生物多様性ととくしま戦略 2018～2023 の行動計画（重点プロジェクトにも位置付け）を踏まえたもの

II 認証制度の概要

- 認証制度は、鎌田磨人・徳島大学教授を理事長とする「とくしま生物多様性活動認証機構（以下「機構」という。）」が制度の仕組みづくりを行い、この機構が認定する、審査機関（一般社団法人コンサベーション・ラボ。以下「審査機関」という。）や審査員・講師により制度の運用が行われています。
- 認証にあたっては、生物多様性基本法の責務規定等に基づき、事業者が自主的に取り組む際の指針である「環境省・生物多様性民間参画ガイドライン」や、「生物多様性ととくしま戦略」、「徳島県気候変動対策推進条例」において明らかにされている「**事業者に求められている、期待されている認識・姿勢や取組（以下「取組等」という。）**」について、認証申請した事業者がどのような状況にあるかを基準としています。

具体的には、取組等の状況を確認するために、業種等ごとに作成されたチェックシートを用いることとし、このシートに設けられた取組等に関する様々な項目に対し、認証申請者が自らの対応状況をチェックします。

審査機関は、チェックシート及び現地調査の結果等を踏まえた審査員による審査結果から、対応状況が適当であると確認された認証申請者（対応できている項目数が一定以上の者）の活動について認証する仕組みです。

認証された事業者は、登録事業者として、生産・販売・提供する製品・サービスや名刺等に認証マークを表示することができます。また、機構のWEB サイト等にその事業者の氏名・名称等を掲載します。

- 事業者（農業のほか、林業、水産業を除いた事業者）を対象とする認証について、初級・中級・上級「レベル1、レベル2、レベル3」の3区分とし、昨年度から実施（試行）しています。

なお、農業事業者（農業・個人、農業法人）を対象とする認証は、初級「レベル1」については、すでに、認証を実施中です。

III 認証の手順・費用等

認証は、以下の手順に従って実施します。なお、認証登録の有効期間は、2 年間とします。

- ①認証取得の意向のある事業者は、説明会（講習会）を受講。

※機構または審査機関が実施。

説明内容：生物多様性活動に適切に取り組むための基礎知識、チェックシートの内容

- ②チェックシートに自己チェック結果を記載し、申請書とともに、審査機関に提出。

必要に応じ、申請に向けた個別相談の申込。

■**審査認証登録料** 7～15 万円 ※従業員数による。現地調査の費用を含む。調査箇所数が増えれば、追加の費用が必要。交通費は別途。

■**相談料** 5～7.5 千円／時間 ※相談内容による。審査機関（審査員・事務局）による個別相談の実施。

- ③審査機関からの依頼を受けた審査員による審査の実施。

■**現地調査** レベル1は、3～4 時間程度。調査と併せて、従業員等への講習も実施。

認証取得のためには、講習の受講は必須。なお、現地調査前に、社内講習を受けることも可能。

- ④審査員は、事業者からのチェックシート及び現地調査の結果等を踏まえ、事業者の取組のレベルを判断。

⇒一定レベル以上にある認証申請者について、法令順守状況等を踏まえ、認証。

- ⑤審査機関から認証申請者に対し、認証等の審査の結果を通知。認証する者には、認証・登録証、認証マーク（電子データ）を送付。機構のWEB サイト等に事業者の氏名・名称等を掲載。

- ⑥認証登録された事業者は、物品等に認証マークを貼付し、PR 等を実施。

※事業者、事業所の事業活動を認証することから、名刺、ポスターはもとより、物品・サービスについても、それ自体が直接生物多様性の保全に関係がない場合でも、認証マークの使用は認められる。

IV 認証取得のメリット

1 企業価値の向上や企業のイメージアップに繋がる。

①SDGs における海洋と陸域の生物多様性に対処する目標（14、15）などに対する具体的取組を、認証により見える化するなどを通じ、ESG 投資資を得られやすくする。

②消費者等に対する知名度や信頼性の向上が図れる。

機構のWEB サイト等への事業者名・事業所名等を掲載、県等の実施する環境等の各種イベントなどでPR

2 認証取得を通じて、生物多様性に関する取組を進化させることで、

①リスクへの対処が図れる。

原材料不足や調達コストの増大への備え、今後の法令や規制などの強化へのスムーズな対応

②チャンスへの適応が図れる。

同業他社との差別化による競争力の強化、消費者や投資家へのアピール、従業員の満足度向上